

神奈川県議会の保有する個人情報の保護に関する条例等 の一部改正について（案）

1 改正の理由

刑法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号利用法」という。）の一部改正等に伴い、神奈川県議会の保有する個人情報の保護に関する条例（以下「条例」という。）を改正する。

2 改正の内容

(1) 刑法の改正に伴う改正

刑法の改正により、懲役及び禁錮が廃止され、これらに代えて拘禁刑が創設されたことから、「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(2) 番号利用法の改正に伴う改正

番号利用法の改正に伴い、カード代替電磁的記録（スマートフォンに格納された本人確認情報）に関する新たな項が追加された結果、番号利用法を引用している箇所に条ずれが生じたため、当該箇所の改正を行う。

(3) 字句改正

条例のもととなっている全国都道府県議会議長会が提示する都道府県議会の保有する個人情報の保護に関する条例（例）について、字句の整理等の所要の改正が行われたことから、当該箇所の改正を行う。

3 施行期日

(1) 刑法の改正に伴う改正 令和 7 年 6 月 1 日

(2) 番号利用法の改正に伴う改正 令和 7 年 4 月 1 日

(3) 字句改正 公布の日

4 その他

神奈川県議会の保有する個人情報の保護に関する条例施行規程（以下「施行規程」という。）について、個人情報保護法施行令及び個人情報保護施行規則が、健康保険証・運転免許証とマイナンバーカードの一体化に伴い改正されたことから、施行規程の一部改正を行った。（令和 6 年 11 月 29 日改正）

新旧対照表（案）

○神奈川県議会の保有する個人情報の保護に関する条例

新	旧																		
（定義） 第2条（略） 2～9（略） 10 この条例において「特定個人情報」とは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。<u>第12条第5項において「番号利用法」という。</u>）<u>第2条第9項</u>に規定する特定個人情報をいう。 11～13（略） （利用及び提供の制限） 第12条（略） 2～4（略） 5 保有特定個人情報に関しては、第2項第2号から第4号までの規定は適用しないものとし、次の表の左欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句とする。 <table><tr><td>（略）</td><td></td><td></td></tr><tr><td>第39条第1項第1号</td><td>又は第12条第1項及び第2項の規定に違反して利用されているとき</td><td>第12条第5項の規定により読み替えて適用する同条第1項及び第2項（第1号に係る部分に限る。）の規定に違反して利用されているとき、番号利用法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号利用法第29条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（番号利用法<u>第2条第10項</u>に規定する特定個人情報ファイルをいう。）に記録されているとき</td></tr><tr><td>（略）</td><td></td><td></td></tr></table>	（略）			第39条第1項第1号	又は第12条第1項及び第2項の規定に違反して利用されているとき	第12条第5項の規定により読み替えて適用する同条第1項及び第2項（第1号に係る部分に限る。）の規定に違反して利用されているとき、番号利用法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号利用法第29条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（番号利用法 <u>第2条第10項</u> に規定する特定個人情報ファイルをいう。）に記録されているとき	（略）			（定義） 第2条（略） 2～9（略） 10 この条例において「特定個人情報」とは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。<u>以下「番号利用法」という。</u>）<u>第2条第8項</u>に規定する特定個人情報をいう。 11～13（略） （利用及び提供の制限） 第12条（略） 2～4（略） 5 保有特定個人情報に関しては、第2項第2号から第4号まで<u>及び第29条</u>の規定は適用しないものとし、次の表の左欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句とする。 <table><tr><td>（略）</td><td></td><td></td></tr><tr><td>第39条第1項第1号</td><td>又は第12条第1項及び第2項の規定に違反して利用されているとき</td><td>第12条第5項の規定により読み替えて適用する同条第1項及び第2項（第1号に係る部分に限る。）の規定に違反して利用されているとき、番号利用法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号利用法第29条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（番号利用法<u>第2条第9項</u>に規定する特定個人情報ファイルをいう。）に記録されているとき</td></tr><tr><td>（略）</td><td></td><td></td></tr></table>	（略）			第39条第1項第1号	又は第12条第1項及び第2項の規定に違反して利用されているとき	第12条第5項の規定により読み替えて適用する同条第1項及び第2項（第1号に係る部分に限る。）の規定に違反して利用されているとき、番号利用法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号利用法第29条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（番号利用法 <u>第2条第9項</u> に規定する特定個人情報ファイルをいう。）に記録されているとき	（略）		
（略）																			
第39条第1項第1号	又は第12条第1項及び第2項の規定に違反して利用されているとき	第12条第5項の規定により読み替えて適用する同条第1項及び第2項（第1号に係る部分に限る。）の規定に違反して利用されているとき、番号利用法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号利用法第29条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（番号利用法 <u>第2条第10項</u> に規定する特定個人情報ファイルをいう。）に記録されているとき																	
（略）																			
（略）																			
第39条第1項第1号	又は第12条第1項及び第2項の規定に違反して利用されているとき	第12条第5項の規定により読み替えて適用する同条第1項及び第2項（第1号に係る部分に限る。）の規定に違反して利用されているとき、番号利用法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号利用法第29条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（番号利用法 <u>第2条第9項</u> に規定する特定個人情報ファイルをいう。）に記録されているとき																	
（略）																			
（個人情報ファイル簿の作成及び公表） 第17条 議長は、その定めるところにより、議会が保有している個人情報ファイルについて、それぞれ次に掲げる事項その他議長が定める事項を記載した	（個人情報ファイル簿の作成及び公表） 第17条 議長は、その定めるところにより、議会が保有している個人情報ファイルについて、それぞれ次に掲げる事項その他議長が定める事項を記載した																		

新	旧
帳簿（第3項において「個人情報ファイル簿」という。）を作成し、公表しなければならない。 （1）～（9）（略） 2 前項の規定は、次に掲げる個人情報ファイルについては、適用しない。 （1） 次に掲げる個人情報ファイル ア 議会の議員若しくは議員であった者又は職員若しくは職員であった者に係る個人情報ファイルであって、専らその人事、議員報酬、給与若しくは報酬若しくは福利厚生に関する事項又はこれらに準ずる事項を記録するもの（議長が行う職員の採用試験に関する個人情報ファイルを含む。） イ～キ （略） （2）・（3） （略） 3 （略） （開示請求権） 第18条 何人も、この条例の定めるところにより、議長に対し、自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。 2 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人（以下「代理人」と総称する。）は、本人に代わって前項の規定による開示の請求（以下「開示請求」という。）をすることができる。 （訂正請求権） 第31条 （略） 2 第18条第2項の規定は、前項の規定による訂正の請求（以下「訂正請求」という。）について準用する。 （訂正請求の手続） 第32条 （略） 2 （略） 3 議長は、訂正請求書に形式上の不備があると認めるときは、訂正請求をした者（以下「訂正請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、議長は、訂正請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。 （利用停止請求権） 第39条 何人も、自己を本人とする保有個人情報が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この条例の定めるところにより、議長に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止（以下「利用停止」という。）に関して他の法令の規定により特別の手続が定められているときは、この限りでない。 （1）・（2） （略）	帳簿（以下「個人情報ファイル簿」という。）を作成し、公表しなければならない。 （1）～（9）（略） 2 前項の規定は、次に掲げる個人情報ファイルについては、適用しない。 （1） 次に掲げる個人情報ファイル ア 議会の議員若しくは議員であった者又は職員若しくは職員であった者に係る個人情報ファイルであって、専らその人事、議員報酬、給与又は報酬、福利厚生に関する事項その他これらに準ずる事項を記録するもの（議長が行う職員の採用試験に関する個人情報ファイルを含む。） イ～キ （略） （2）・（3） （略） 3 （略） （開示請求権） 第18条 何人も、この条例の定めるところにより、議長に対し、<u>議会の保有する</u>自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。 2 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人（以下この章において「代理人」と総称する。）は、本人に代わって前項の規定による開示の請求（以下この章及び第50条において「開示請求」という。）をすることができる。 （訂正請求権） 第31条 （略） 2 第18条第2項の規定は、前項の規定による訂正の請求（以下この章及び第50条において「訂正請求」という。）について準用する。 （訂正請求の手続） 第32条 （略） 2 （略） 3 議長は、訂正請求書に形式上の不備があると認めるときは、訂正請求をした者（以下この章において「訂正請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、議長は、訂正請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。 （利用停止請求権） 第39条 何人も、自己を本人とする保有個人情報が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この条例の定めるところにより、議長に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止（以下この章において「利用停止」という。）に関して他の法令の規定により特別の手続が定められているときは、この限りでない。 （1）・（2） （略）

新	旧
2 第18条第2項の規定は、前項の規定による利用停止の請求（以下「利用停止請求」という。）について準用する。 （利用停止請求の手続） 第40条 （略） 2 （略） 3 議長は、利用停止請求書に形式上の不備があると認めるときは、利用停止請求をした者（以下「利用停止請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、議長は、利用停止請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。 （適用除外） 第49条 保有個人情報（不開示情報を専ら記録する行政文書に記録されているものに限る。）のうち、まだ分類その他の整理が行われていないもので、同一の利用目的に係るものが著しく大量にあるためその中から特定の保有個人情報を検索することが著しく困難であるものは、<u>前章</u>（第4節を除く。）の規定の適用については、議会に保有されていないものとみなす。 （開示請求等をしようとする者に対する情報の提供等） 第50条 議長は、開示請求、訂正請求又は利用停止請求（以下この条において「開示請求等」という。）をしようとする者がそれぞれ容易かつ的確に開示請求等を行うことができるよう、保有個人情報の<u>特定に資する情報の提供</u>その他開示請求等をしようとする者の利便を考慮した適切な措置を講ずるものとする。 第54条 職員若しくは職員であつた者、第9条第2項若しくは第15条第5項の委託を受けた業務に従事している者若しくは従事していた者又は議会において個人情報、仮名加工情報若しくは匿名加工情報の取扱いに従事している派遣労働者若しくは従事していた派遣労働者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第2条第5項第1号に係る個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、2年以下の<u>拘禁刑</u>又は100万円以下の罰金に処する。 第55条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の<u>拘禁刑</u>又は50万円以下の罰金に処する。 第56条 職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集し	2 第18条第2項の規定は、前項の規定による利用停止の請求（以下<u>この章及び第50条において</u>「利用停止請求」という。）について準用する。 （利用停止請求の手続） 第40条 （略） 2 （略） 3 議長は、利用停止請求書に形式上の不備があると認めるときは、利用停止請求をした者（以下<u>この章において</u>「利用停止請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、議長は、利用停止請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。 （適用除外） 第49条 保有個人情報（不開示情報を専ら記録する行政文書に記録されているものに限る。）のうち、まだ分類その他の整理が行われていないもので、同一の利用目的に係るものが著しく大量にあるためその中から特定の保有個人情報を検索することが著しく困難であるものは、<u>第4章</u>（第4節を除く。）の規定の適用については、議会に保有されていないものとみなす。 （開示請求等をしようとする者に対する情報の提供等） 第50条 議長は、開示請求、訂正請求又は利用停止請求（以下この条において「開示請求等」という。）をしようとする者がそれぞれ容易かつ的確に開示請求等を行うことができるよう、保有個人情報の<u>特定その他開示請求等をしようとする者の利便を考慮した適切な措置を講ずるものとする。</u> 第54条 職員若しくは職員であつた者、第9条第2項若しくは第15条第5項の委託を受けた業務に従事している者若しくは従事していた者又は議会において個人情報、仮名加工情報若しくは匿名加工情報の取扱いに従事している派遣労働者若しくは従事していた派遣労働者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第2条第5項第1号に係る個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、2年以下の<u>懲役</u>又は100万円以下の罰金に処する。 第55条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の<u>懲役</u>又は50万円以下の罰金に処する。 第56条 職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集し

新	旧
たときは、1 年以下の <u>拘禁刑</u> 又は50万円以下の罰金に処する。	たときは、1 年以下の <u>懲役</u> 又は50万円以下の罰金に処する。

(案)

神奈川県議会の保有する個人情報の保護に関する条例の一部を改正

する条例

神奈川県議会の保有する個人情報の保護に関する条例（令和4年神奈川県条例第65号）の一部を次のように改正する。

第2条第10項中「以下」を「第12条第5項において」に、「第2条第8項」を「第2条第9項」に改める。

第12条第5項中「及び第29条」を削り、同項の表第39条第1項第1号の項中「第2条第9項」を「第2条第10項」に改める。

第17条第1項各号列記以外の部分中「以下」を「第3項において」に改め、同条第2項第1号ア中「又は報酬、福利厚生」を「若しくは報酬若しくは福利厚生」に、「その他」を「又は」に改める。

第18条第1項中「議会の保有する」を削り、同条第2項中「この章において」及び「この章及び第50条において」を削る。

第31条第2項中「この章及び第50条において」を削る。

第32条第3項中「この章において」を削る。

第39条第1項中「この章において」を削り、同条第2項中「この章及び第50条において」を削る。

第40条第3項中「この章において」を削る。

第49条中「第4章」を「前章」に改める。

第50条中「特定」の次に「に資する情報の提供」を加える。

第54条から第56条までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例の規定は、次の各号に掲げる区分に従い、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

(1) 第2条第10項の改正規定(「以下」を「第12条第5項において」に改める部分に限る。)、第12条第5項の改正規定(「及び第29条」を削る部分に限る。)並びに第17条第1項各号列記以外の部分及び第2項第1号ア、第18条第1項及び第2項、第31条第2項、第32条第3項、第39条第1項及び第2項、第40条第3項、第49条並びに第50条の改正規定 公布の日

(2) 第2条第10項の改正規定(「第2条第8項」を「第2条第9項」に改める部分に限る。)及び第12条第5項の改正規定(同項の表第39条第1項第1号の項中「第2条第9項」を「第2条第10項」に改める部分に限る。) 令和7年4月1日

(3) 第54条から第56条までの改正規定及び次項の規定 令和7年6月1日

(経過措置)

2 前項第3号に掲げる規定の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

(提案理由)

刑法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正をしたいので提案するものであります。